

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 15 日現在

機関番号：32682

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730036

研究課題名（和文）租税法上の和解・救済手続に関する比較研究

研究課題名（英文） A Comparative Study: Dispute of Resolution on Tax Law

研究代表者

松原 有里（MATSUBARA YURI）

明治大学・商学部・准教授

研究者番号：30436505

研究成果の概要（和文）：本研究は、従来、大陸法系の国では、講学上認められないとされてきた租税関係の争訟をめぐる和解・仲裁手続による紛争解決手段の可否について、比較法的アプローチから考察を試みたものである。わが国の、現状では、全てのケースには該当しないものの、国内法上は裁判上での和解勧告であれば可能性があり、また、国際課税分野では仲裁により訴訟コスト（時間的・金銭的）が減少することから有用である点を認識した。

研究成果の概要（英文）：This Study is an international comparative survey in relation to the possibility to apply the settlement/dispute resolutions on tax law cases. Traditionally, it seemed to be prohibited in Japan (same in civil law jurisdictions). Nevertheless, I realized that under the several conditions (Ex.by the judge's initiative) the settlement may be allowed and that the dispute resolutions on the cross border cases (Ex. Transfer Pricing) would become in the light of litigation costs quite useful measure in the near future.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：公法学

科研費の分科・細目：租税法

キーワード：公法上の和解・国税不服審判所・前置主義・訴えの取り下げ・裁判上の和解・租税条約・相互協議・仲裁廷

1. 研究開始当初の背景

本研究の研究開始当初は、国税不服審判所の改革およびわが国における租税訴訟の見

直し（納税者保護の観点から）全般が叫ばれていた時期である。その背景として、一般に、わが国の訴訟は、判決が出るまでに時間がかかること、さらに、大型の租税訴訟（含む国際租税案件）に関しては、金銭的にも非常にコストがかかることから、訴訟リスクは納税者たる企業の意思決定にも影響を及ぼしかねず、問題となっていた点があげられる。

その一方で、司法制度改革の一環として、大型な国際的な案件でなくとも、比較的小規模かつ簡潔な事案については、一般民事裁判の分野で既にわが国でも導入された少額裁判制度のような迅速な紛争解決手段の導入可能性も充分検討の余地があると考えられていた。これは、課税庁側にとっても、租税訴訟の多くは、大量に反復継続する課税処分をめぐる争いであり、ある程度パターン化していることから、これをいくつかのタイプに類型化し、その類型にそって一部の事案に関しては、和解による訴えの取り下げによる終結という方法で紛争の早期解決を図ることは、訴訟事務に係るコストを軽減するだけでなく、濫訴を予防することにもなると思われるからである。

よって、一定の要件を満たせば、裁判を和解に早期に終結させることは、納税者にとっても課税庁にとってもプラスになりうるのではないかと考えるに至った。もとより、公法上の訴訟の一つである租税訴訟においては、納税者が国側と妥協することは許されないのが、大陸法系の国の伝統的な立場であり、わが国での支配的な見解である。

しかし、上述のように、大量に反復する租税行政の特殊性とりわけその争う内容の高度な専門性（経済的な影響等を含む）を鑑みれば、紛争解決手段として、迅速性が要求されるのは自明のことである。米国では、そのような和解による租税をめぐる紛争解決手段が一般的であると訊く。また英国でも、近年、大規模な不服審判所の改革が行われたばかりである。

従って、比較法的な観点からも、わが国の租税訴訟を途中で納税者にも納得できる形で終結させる手段として和解・仲裁手続きを導入することは、有益と考えられるのではないかと思ひ、国内の通常の租税訴訟と国際税務訴訟とを一旦、区別した上で、他国の動向や国際組織の見解を敷衍しながら結論を探ることにした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、納税者保護の観点から、どのように租税をめぐる紛争を時間的にも金銭的にも低コストで解決すべきかについて、租税訴訟における和解手続きの導入可能性および一般の行政訴訟との相違や導入にあたって注意すべき点を検討するものである。最後の点は、租税上の和解を、仮に認めるとしても、それは、前述の公法上の原則（裁判上の和解を禁止）のあくまで例外として認めるという視点に立つものであって、限定的に行うのが望ましいという見解に基づく。

3. 研究の方法

具体的な方法としては、①和解・仲裁手続きの租税訴訟への導入可能性、②仮に和解・仲裁手続きを導入した場合の、適用範囲（一連の不服申立ておよび訴訟手続きのどの段階で可能なのか、「裁判上の和解」の適用余地、および両過程において、除外・例外事項が存在するか）、③国際租税訴訟において租税条約に基づく相互協議を行うことのメリットおよびデメリット、さらに今後、国際的な仲裁廷が設置された場合に、わが国の当事者が留意すべき点等の理論的な考証を、実務家との交流（質問状によるインタビューおよび審判所・裁判所等の実地見学、実務家の多く参加する国際学会への出席等）により行うこととした。なお、現地インタビューをはじめとするフィールド研究を本研究の主たる方法としたのは、本研究のテーマに関連する先行研究（書物）が、予想より少なかったためである。（これは、和解や仲裁によって、裁判が早期終結してしまうと、裁判所の判決や決定をはじめとする成文での形が、公式には残らないためでもある。）

4. 研究成果

1年目（2009年度）は、主に国内の租税訴訟の現状およびその傾向を調べ、何故わが国の納税者側の勝訴率が低いのかという理由についても考察した。あわせて、租税訴訟における裁判外の和解（裁判に入る前の国税不服審判所でのいわゆる「訴えの取り下げ」も含む）の実態についても、その可否を理論的側面から他国の状況とも比較検討した。その際、国税不服審判所の審判官（旧職も含む）他、関係者への面談もしくは電話でのインタビュー調査を行っている。その他、次年度以降への布石として、海外の研究者（ドイツ・アメリカ他）と連絡を取り、各国の租税条約

について、その国独自の条約ネットワークの発展の経緯、また各国の締結ポリシーの現状について、サーベイし、わが国の租税条約に関しては、national reporterとして英文で報告書を作成した。(2012年春現在、ドイツの編集者により出版作業が進んでいる旨の連絡あり。同報告は、他の国の報告書と合わせて、2012年秋に出版される模様である。)

2年目(2010年度)は、租税条約の中でも、仲裁条項が導入された場合に焦点をあて、国際租税訴訟を研究対象に加えることとした。国際租税訴訟の場合、通常の国内訴訟と比較して、訴訟金額の規模の大きさの他、その内容の特殊性(専門性)も挙げられる。とりわけ、移転価格税制に関しては、現在、相互協議のテーブルにのせて、紛争解決をはかる方向で調整が進んでおり、その状況についても2010年度時点での状況をフォローすることができ、その成果の一部として日本語で論文を執筆する機会をえた。(論文タイトル:「租税法上の和解・仲裁手続」)なお、欧州の実務家との意見交換の機会をもつべく、国際租税学会(International Fiscal Association)がローマで開催されたことから、秋にはそれに出席し、欧州の国際租税の実務についてヒアリングを行なった。また、2011年3月には、ドイツの実務家の会議(Munchner Steuerfachtagung)に出席し、ドイツの租税裁判所の裁判官たちから、大陸法の代表的な国でもあるドイツでの最新租税判例(国内・国際租税双方)の傾向を訊く機会を得た。

3年目(2011年)は、2年目に引き続き、国際課税における仲裁の可能性について、主に検討を行った。具体的には、移転価格税制について、現在OECDで議論されている対象国の課税庁同士による相互協議の租税条約上の意義について、主たる検討課題とした。この点に関しては、移転価格税制の先行国であるアメリカ合衆国の実務家(租税裁判所および会計事務所・法律事務所)との議論等を通じて、ある程度の知見を深めることができたが、現時点では、移転価格訴訟に関して、わが国と米国との実務の格差が大きく(特に民間セクターにおける移転価格訴訟の専門家の数および質の差が大きい)、米国の現状を、わが国の租税実務へのインプリケーションとして受け止めるには無理があるように思われる。(法律事務所での移転価格の専門家の人員拡大および、経済専門家のインハウスでの協力が訴訟遂行に不可欠と考えられるため)

なお、2011年夏にパリで開催された国際会議(International Fiscal Association)に出席して、国際会議将来的に相互協議制度が

バイラテラル(2国間交渉)からマルチラテラル(多国間交渉)な仲裁廷の様な形態へと発展的に拡大運用されていく可能性についても知見をえた。合わせて、ライデン大学の卒業生としてOECD本部を訪問する機会を得、OECDモデル租税条約の移転価格条項や仲裁条項のコンメンタリーを作成した関係者(元職を含む)にヒアリングを行う機会を得た。

その成果については、2012年春現在とりまとめ中であるが、仲裁廷に関しては、まだ常設レベルでの機関設立の段階にまで至っていない事(これは、誰を裁判官にするかについての各国の合意ができていないことがまず挙げられる。わが国固有の事情としては、さらに、語学力・専門知識等に関して適任者が不在という事情もあることも付言したい。)、さらに、モデル条約のコンメンタリーに関しては、まだ最終的に結論がでていない(国によっては、留保をしているところもあるため)ことから、現時点では、本研究(若手(B)「租税法上の和解・仲裁手続に関する比較研究」)を発展させた基盤(c)研究(「国境を越えた法人税と会計のルール」2012年度~2014年度)において、本研究を継承・発展させた形で研究成果として公表したいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0件)

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計1件)

松原有里 「租税法上の和解・仲裁手続」 斐閣、金子宏編著『租税法の発展』、2010、pp425 - 444

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松原 有里 (MATSUBARA YURI)
明治大学・商学部・准教授
研究者番号：30436505

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号：